

資料1

平成29年11月15日付け各課照会に対する回答一覧

- ・照会部署
- 市民課、福祉課、税務収納課、うれしの温泉観光課、子育て支援課、財政課、農林課、農業委員会、建設・新幹線課、環境下水道課、健康づくり課、水道課、市民協働推進課、教育委員会

照会部署	問題
市民課	相続に関する相談に来られるケースが増えている。司法書士や法務局への相談を促している。
福祉課	空家状態が続くと、ホームレスが住み着く可能性がある。
税務収納課	<ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税の減収 ・換価（処分）事務の長期化 ・換価経費の増嵩
うれしの温泉観光課	古い空家があると景観が悪くなる。
水道課	空家の宅内漏水は通報がないため発見が遅くなる。
子育て支援課	なし
財政課	なし
農業委員会	空家が存していることが農地に関して直接問題となるという実態はないが、空家の所有者が不明であるということはその空家に付随している農地の所有者も不明であるため管理上の問題がある。
建設・新幹線課	空家放置により、倒壊時に道路等の通行人又は隣地に被害を及ぼす恐れや、建物周りの動植物や雑草などにより周辺へ生活衛生上の影響がある。
環境下水道課	空家放置に伴うスズメバチの繁殖への対応が困難である。（原則は所有者や家族に対応してもらおうが所有者がわからない等の事情で対応が困難な場合においては当課で対応）また、ごみや動物死骸の遺棄・放置やそれに伴う異臭・庭木等が隣家へ影響する。下水道料金収入が減る。
健康づくり課	なし （保健師の健康相談、税金の徴収の際に空家と気づいた場合は速やかに報告するようにしている。）
農林課	なし
市民協働推進課	なし
教育委員会	犯罪者、不審者等の隠れ家となり登下校あるいは地域で遊ぶ子ども達に被害が及ぶ可能性がある。また、不労少年、非行中学生等の遊び場（たまり場）となり、犯罪の温床となる可能性がある。小学生の冒険ごっこなど遊び場となり、そこで子供が怪我をする可能性がある。